

## 第5回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

### 日 時

令和5年12月21日（木）午後2時00分～午後3時15分

### 場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

### 出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、2番：恩田委員、3番：平出委員、4番：中山委員、  
5番：小島委員、6番：相良委員、7番：小野口委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、  
10番：手塚（孝）委員、11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、  
13番：永岡委員、14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、  
17番：村田委員（会長）、18番：宇梶委員、19番：高橋委員（議席番号順）

### 欠席委員

9番：刈部委員

### 会議経過

#### 1 開 会

出席委員18名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

#### 2 会長あいさつ

#### 3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号10番の手塚（孝）委員、  
12番の田崎委員の両名を指名する。

#### 4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：議案書6ページ議案第29号（令和5年12月11日付けで取下げ）  
訂正並びに追加：なし

#### 5 議 事

**議 長** それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページをお開きください。日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号から6号までの6議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案第1号について御説明いたします。旧市地区の申請で、市街化区域内の農地となっております。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、隣接する老人ホームで提供する野菜を作付けする旨の申請です。譲受人は、申請地に隣接する老人ホームの経営者で、申請地に隣接する畑を耕作しており、農機具については、トラクター1台を所有しております。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第2号について御説明いたします。平石地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を贈与により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。贈与税の支払い意思は確認しております。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台をリースにて確保しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第3号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。また、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないものと調査しており、申請地も耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第4号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、イチゴを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しております。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第5号及び6号は隣接地であり、譲受人が同一であるため、併せて御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。議案第5号の譲渡人は、相続したが耕作できないため、議案第6号の譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲渡人は、自宅近隣の農地及び隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、ネギを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第1号から6号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第1号から6号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。2ページをお開きください。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第7号から12号までの6議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第7号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を贈与により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しております。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第8号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を贈与により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しております。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第9号について御説明いたします。横川地区の申請です。譲渡人は、高齢により耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第10号について御説明いたします。横川及び雀宮地区の申請です。譲渡人は、高齢により耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第11号について御説明いたします。雀宮地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しております。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第12号について御説明します。篠井地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、柿を栽培する旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、動力噴霧器1台を所有しております。また、申請地は、全て耕作可能な農地

であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

**議長** 議案第7号から12号について、質疑願います。

**委員** (意見等なし)

**議長** 質疑がないので、お諮りします。議案第7号から12号について「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** 御異議がないので、そのように決定します。3ページをお開きください。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第13号から15号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第13号及び14号については、譲受人が同一人で、隣接地であるため、併せて御説明いたします。姿川地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第15号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、自宅近隣の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

**議長** 議案第13号から15号について、質疑願います。

**委員** (意見等なし)

**議長** 質疑がないので、お諮りします。議案第13号から15号について「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** 御異議がないので、そのように決定します。4ページをお開きください。日程第2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第16号から18号までの3議案について上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第16号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。申請人は、穀物乾燥機及び農業用機械置場が足りないため、自宅隣接に農業用倉庫を建築する旨の申請です。土地利用計画については、給排水設備は設置せず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、全額自己資金で賄う計画

で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は農用地と農地の集団的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地となっております。農用地の筆については、令和5年10月10日付で用途区分の変更がされており、農地法第4条第6項ただし書に規定する「農用区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当し、第1種の筆については、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行令第4条第1項第2号イ「申請に係る農地を農業用施設に供するものである場合」に該当するため、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第4条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第17号及び議案第18号は、隣接する土地で事業目的も同一であるため、併せて御説明いたします。雀宮地区の申請です。申請人は、耕作の利便性向上のため、1年間の一時転用により、盛土する農地改良の申請です。土地利用計画については、現在、道路より2メートル近く低い田を、畑にして果樹を栽培するため、最大で2.1メートル盛土する計画となっております。盛土用の土砂については、県内外各所から9,823.98立方メートルを搬入する計画となっております。資金計画については、事業費全額を自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農用地でありますが一時的転用で畑にする計画であり、不許可の例外に該当するため、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第4条の許可要件を満たしているものと調査しております。

**議長** 議案第16号から18号について、質疑願います。

**委員** (意見等なし)

**議長** 質疑がないので、お諮りします。議案第16号から18号について「申請のとおりに許可する」ことに、御異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** 御異議がないので、そのように決定します。5ページをお開きください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第19号から26号までの8議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第19号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、既存の資材置場が手狭なため、申請地を売買により取得し、新たに資材置場を整備する旨の申請です。譲受人は、平成24年10月24日に設立された法人で、土木建築工事等を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、土砂、建設資材のほか、トラックやショベルカーなどの重機等を置く計画で、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、事業費等の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されて

おります。申請地は、農地の集団的な規模が、5.2ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第20号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和3年9月22日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、非FIT法による売電を行うもので、譲受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール162枚を設置し、年間発電量95,096キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜11円で計算いたしますと、経費等を除いた年間の利益は90万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、1.8ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第21号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲受人は、事業拡大に伴い、申請地を売買により取得し、現在の危険品倉庫の隣接に定温倉庫を建築する旨の申請で、都市計画法第34条14号の大規模な流通業務施設に該当します。譲受人は、昭和46年3月10日に設立された法人で、倉庫業、梱包業、貨物自動車運送業を目的としております。土地利用計画については、敷地内はアスファルト舗装とし、定温倉庫1棟を建築するもので、外周はL型擁壁で囲い、土砂の流出を防止し、給排水設備は設けず、雨水は側溝及び管渠により集水し、雨水貯留施設へ流入する計画です。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を、自己資金及び融資により賄う計画で、金融機関の残高証明書及び融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、6.6ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第22号及び23号については、同一事業のため、併せて御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲受人は、事業拡大に伴い、新たに物流倉庫を建築

する旨の申請で、都市計画法第34条14号の大規模な流通業務施設に該当します。譲受人は、議案第21号と同一の法人であり、倉庫業、梱包業、貨物自動車運送業を目的としております。土地利用計画については、山林5,294平方メートル及び雑種地8,268平方メートルを同時利用する計画で、敷地内はアスファルト舗装とし、物流倉庫2棟、事務所棟1棟を建築し、外周はL型擁壁で囲う計画となっております。給排水計画については、北側の同時利用地に建築予定の事務所については、市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽で敷地内処理する計画で、敷地全体の雨水処理については、側溝及び管渠により集水し、貯留施設で処理する計画となっております。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を、自己資金及び融資により賄う計画で、金融機関の残高証明及び融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、4.2ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第24号について御説明いたします。横川地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に30年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、事業面積の大部分が宅地を利用する計画となっております。借受人は貸付人の孫であり、都市計画法第34条14号の「自己用住宅を所有する世帯親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させるものです。資金計画については、建物建築費等を自己資金及び融資により賄う計画で、金融機関の残高証明書及び融資見込証明書が添付されております。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に位置する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第25号及び26号については、借受人が同一の法人で、事業の概要も同一のため、併せて御説明いたします。雀宮地区の申請です。借受人は、議案第25号については、送電鉄塔撤去のため、申請地には3か月間の賃借権を設定し、26号については、送電鉄塔基礎撤去のため、2か月間の賃借権を設定し、工事用地として一時転用する旨の申請です。借受人は、平成20年10月1日に設立された法人で、電力設備の保守及び管理を主な目的としております。土地利用計画については、作業用のポリエチレン製板を敷設し、周囲はサポートピンを打ち込みキャスターゲートで囲んで柵を作り、休憩所、送電撤去のための重機置場、作業用地として利用する計画です。なお、申請地は農地の一部であり、いずれも

特定図での申請となっております。資金計画については、整地費及び賃料等を全額自己資金により賄う計画となっております。金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、土地改良法による換地処分を受けた第1種農地及び農用地であります。一時転用で農地に復元する計画であることから、不許可の例外に該当します。以上のことから、いずれも立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

**議長** 議案第19号から26号について、質疑願います。

**委員** (意見等なし)

**議長** 質疑がないので、お諮りします。議案第19号から26号について「申請のとおりに許可する」ことに、御異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** 御異議がないので、そのように決定します。6ページをお開きください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第29号を除く議案第27号から34号までの7議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第27号及び28号については、譲受人が同一で、いずれも太陽光発電事業であり、申請地も近く、同じ農地区分であるため、併せて御説明いたします。姿川地区の申請です。譲受人は、売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和3年9月22日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、FIT法による売電を行うもので、譲受人と小売電気事業者との間で、FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の概要ですが、議案第27号については、太陽光発電モジュール159枚を設置し、年間発電量99,398キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜11円で計算いたしますと、経費等を除いた年間の利益は91万円程度となる見込みです。一方の議案第28号については、太陽光発電モジュール162枚を設置し、年間発電量98,540キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜11円で計算いたしますと、経費等を除いた年間の利益は、こちらでも91万円程度となる見込みです。土地利用計画については、いずれも申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地はいずれも農地の集団的な規模が1.7ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行



も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第30号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人が、園芸用土を採取するため、申請地に1年間の賃借権を設定し、一時転用する旨の申請です。借受人は、平成17年8月9日に設立した法人で、園芸用土の採取を主な目的としております。事業計画によりますと、作業時間は午前8時から午後5時まで、保安距離については、申請地の東側と南側の道路から2メートル、西側と北側の畑から1メートルを設け、掘削角度は45度、掘削の深さは3.5メートル、周辺には防護ネットを設置し、出入り口には鉄板を敷いて、常に清掃を心掛けるよう配慮する計画となっております。園芸用土の販売先については、鹿沼市の法人3社となっております。埋戻し用土については、鹿沼市の法人から土砂を購入予定であり、表土については、現在の申請地の表土50センチを利用する計画となっております。重機等については、バックホー2台、10トントラック6台をリースする計画となっております。借受人の農地における土採取の実績ですが、前々回地は、飯田町の畑5,331平方メートルを令和2年2月4日に許可を受け、農地に復元されており、前回地は、氷室町の畑3,910平方メートルを、令和5年1月6日に許可を受け、農地に復元しております。資金計画については、事業費等を全額自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農振農用地であります。一時転用で農地に復元する計画であることから、不許可の例外に該当します。また、申請書には、「安全操業に努め、土採取に伴う災害を発生させないこと及び採取後は現在の農地同様の耕作可能な農地に復元し、農業委員立会いのもとで完了報告を行う旨の誓約書」が添付されていることから、条件を付す必要はないと思われれます。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第31号について御説明いたします。城山地区の申請です。譲受人は、収穫したシイタケの集荷作業を行うため、申請地を売買により取得し作業場及び作業員駐車場を整備する旨の申請です。譲受人は、申請地に隣接した山林でシイタケを栽培しており、申請地に砂利を敷いて集荷作業を行う計画であり、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地購入費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農用地であります。令和5年10月10日付で用途区分変更がされており、農地法第4条第6項ただし書に規定する「農用地区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申

請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第32号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に10年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域内に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、済生会病院から400メートル、陽の丘幼稚園から500メートルの場所に位置し、上下水道が埋設してある道路の沿道に位置する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第33号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は農地の集団的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第34号について御説明いたします。上河内地区の申請です。借受人は、乾燥機及び農業用車両置場が足りないため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、農業用倉庫を建築する旨の申請であり、筆の一部の転用であるため、特定図での申請となっております。借受人は、平成27年6月12日に設立した法人で、農畜産物の生産及び販売を主な目的としており、借受人である法人の代表と貸付人の関係は、親子であります。土地利用計画については、敷地内は砕石舗装とし、穀物乾燥機、農業用機械置場としての農業用倉庫、及びもみ殻置き場等を整備する計画となっております。給排水計画については、給排水設備は設けず、

雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農用地であります。令和5年10月10日付で用途区分が変更されており、農地法第4条第6項ただし書に規定する「農用地区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしているもと調査しております。

議長 議案第29号を除く27号から34号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第29号を除く27号から34号について「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。7ページをお開きください。日程第4「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、議案第35号について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第35号は、旧市地区の願出です。宝木町2丁目に住む相続人が、宝木町2丁目の農地1筆3,044平方メートルについて、相続税の納税猶予に関する適格者である証明を受けたい旨の願出です。相続税の納税猶予に関する適格者である要件として、被相続人が農業を営んでいたかどうか。その相続人が引き続き農業経営を行うと認められるかどうか、猶予を受けようとする農地が被相続人によって耕作されていたかどうか、という3つの要件について、提出書類、農家台帳、小作台帳、現地調査等で確認したところ、全ての要件を満たしており、適格者として証明することに問題ないものと調査しております。

議長 議案第35号について、質疑願います。

委員 (質疑等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第35号について、「適格者と認める」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。8ページをお開きください。日程第5「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」、議案第36号から9ページ50号までの15議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。なお、議案第43号は、7番委員が経営する法人が借受者となっておりますので、議事参与の制限により、審議が終了するまで7番委員に退出していただきます。

委員 (7番委員退出)

議長 それでは、議案第43号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第43号の借受者は、議席番号7番委員が経営する法人で、城山地区の計画です。畑の貸し借りになります。この計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議長 議案第43号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。

委員 (7番委員入室)

議長 審議済の議案第43号を除く、議案第36号から50号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第36号から38号は、清原地区の計画です。畑の貸し借りになります。議案第39号は、横川地区の計画です。雀宮地区の1筆を含む計画です。田の貸し借りになります。

議案第40号、41号は、雀宮地区の計画です。田の貸し借りになります。

議案第42号は、城山地区の計画です。田の貸し借りになります。

議案第44号は、国本地区の計画です。田と畑の貸し借りになります。

議案第45号から47号は、篠井地区の計画です。田の貸し借りになります。

議案第48号は、上河内地区の計画です。田の貸し借りになります。

議案第49号、50号は、河内地区の計画です。田の貸し借りになります。

これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議長 議案第43号を除く、議案第36号から50号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。10ページをお開きください。日程第6「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について」、議案第51号から14ページ135号までの85議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく議案がいくつかありま

すので、そちらの議案から先に審議してまいります。まず12ページ議案第101号及び102号については、7番委員の親族が経営する法人が借受者となっておりますので、審議が終了するまで7番委員に退出していただきます。

委員 (7番委員退出)

議長 それでは、議案第101号及び102号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第101号、102号の借受者は、議席番号7番委員の親族が経営する法人で城山地区の計画です。畑の貸し借りになります。これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第101号及び102号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。

議案第101号及び102号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第101号及び102号が終了しましたので、7番委員に入室・着席していただきます。

委員 (7番委員入室)

議長 次に、13ページ議案第118号は、11番委員の親族が借受者となっておりますので、審議が終了するまで11番委員に退出していただきます。

委員 (11番委員退出)

議長 それでは、議案第118号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第118号の借受者は、議席番号11番委員の親族で、上河内地区の計画です。田の貸し借りになります。この計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第118号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第118号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第118号が終了しましたので、11番委員に入室・着席していただきます。

委員 (11番委員入室)

議長 次に、14ページ議案第131号は、6番委員の親族が経営する法人が借受者となっておりますので、審議が終了するまで6番委員に退出していただきます。

委員 (6番委員退出)

議長 それでは、議案第131号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第131号の借受者は、議席番号6番委員の親族が経営する法人で、河内地区の計画です。田の貸し借りになります。この計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合したところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第131号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。

議案第131号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。

議案第131号が終了しましたので、6番委員に入室・着席していただきます。

(6番委員入室)

議長 審議済の4議案を除く、議案第51号から135号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第51号から54号は、平石地区の計画です。田の貸し借りが3件、畑の貸し借りが1件です。

議案第55号から68号は、清原地区の計画です。田の貸し借りが6件、畑の貸し借りが8件です。

議案第69号から72号は、瑞穂野地区の計画です。田の貸し借りが3件、畑の貸し借りが1件です。

議案第73号から11ページ議案第78号は、横川地区の計画です。なお、議案第77号は、雀宮地区の2筆を含む計画です。田の貸し借りになります。

議案第79号から12ページ議案第95号は、雀宮地区の計画です。田の貸し借りが13件、畑の貸し借りが4件です。

議案第96号から100号は、姿川地区の計画です。田の貸し借りになります。

議案第103号から105号は、国本地区の計画です。田の貸し借りが2件、畑の貸し借りが1件です。

議案第106号、107号は、篠井地区の計画です。田の貸し借りになります。

議案第108号から13ページ議案第110号は、富屋地区の計画です。田の貸し借りが2件、畑の貸し借りが1件です。

議案第111号から114号は、豊郷地区の計画です。田の貸し借りになります。

議案第115号から議案第118号を除く、120号は、上河内地区の計画です。なお、議案第116号は河内地区の4筆を含む計画です。田の貸し借りにな

ります。

議案第121号から14ページ議案第131号を除く、135号は、河内地区の計画です。田の貸し借りになります。

これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

**議長** 審議済の4議案を除く、議案第51号から135号について、質疑願います。  
**委員** (意見等なし)

**議長** 質疑がないので、お諮りします。審議済の4議案を除く、議案第51号から135号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** 御異議がないので、そのように決定します。14ページをお開きください。日程第7「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」、議案第136号から15ページ142号までの議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第136号は瑞穂野地区の計画です。譲受人は、経営規模拡大のため、県公社から、下桑島町の田4筆、計7,092平方メートルを売買により取得するものです。

議案第137号は、雀宮地区の計画です。譲受人の県公社が、譲渡人から、下反町町の田1筆1,439平方メートルを売買により取得するものです。

議案第138号、139号は、篠井地区の計画です。譲受人は、経営規模拡大のため、県公社から、篠井町の田と畑2筆、計2,512平方メートルと篠井町の田4筆、計11,553平方メートルを売買により取得するものです。

議案第140号は、豊郷地区の計画です。譲受人は、経営規模拡大のため、県公社から、関堀町の田3筆計7,822平方メートルを売買により取得するものです。

議案第141号は、河内地区の計画です。譲受人の県公社が、譲渡人から、相野沢町の田1筆1,529平方メートルを売買により取得するものです。

議案第142号は、河内地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から、逆面町の田12筆、計21,445平方メートルを売買により取得するものです。

これらの計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

**議長** 議案第136号から142号までの議案について、質疑願います。  
**委員** (意見等なし)

**議 長** 質疑がないので、お諮りします。議案第136号から142号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

**委 員** (異議なし)

**議 長** 御異議がないので、そのように決定します。17ページをお開きください。日程第8「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、議案第143号から159号までの議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** 議案第143号から154号は、国本地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者を息子に変更するものです。

議案第155号は、上河内地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けた耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第156号、157号は、上河内地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けた耕作者から、別の耕作者へ変更するものです。

議案第158号は、河内地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けた耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第159号は、河内地区の計画です。農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けた耕作者から、別の耕作者へ変更するものです。

これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

**議 長** 議案第143号から159号までの議案について、質疑願います。

**委 員** (意見等なし)

**議 長** 質疑がないので、お諮りします。議案第143号から159号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

**委 員** (異議なし)

**議 長** 御異議がないので、そのように決定します。19ページをお開きください。日程第9「令和5年度再生利用が困難な農地の非農地判断について」、一括上程します。事務局の説明を願います。

**事務局** こちらは、「農地法の運用について」に基づき、再生利用が困難な農地について、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断を行うものであります。本年度については、「1 非農地判断対象農地」の表のとおり、農振白地区域の農地が、畑2筆240平方メートル、農振青地区域の農地が、畑1筆81平方メートル、合計3筆321平方メートルであります。これらについては、12月6日に農業委員3名により現地調査を行い、19日の運営委員会において非農地と判断できるものと意見をいただいております。「2 非農地判断の期日」につ



いては、本日の議決により令和5年12月21日となります。「3 今後のスケジュール」ですが、1月に所有者へ非農地通知書の送付、法務局等関係機関へ非農地通知一覧表の送付を行い、農地台帳からの除外を進めてまいります。

**議長** 令和5年度 再生利用が困難な農地の非農地判断について、質疑願います。

**委員** (意見等なし)

**議長** 質疑がないので、お諮りします。令和5年度 再生利用が困難な農地の非農地判断について、「対象地3筆について、非農地と判断する」ことに、御異議ありませんか。

**委員** (異議なし)

**議長** 御異議がないので、そのように決定します。20ページをお開きください。事務局より報告事項に入ります。報告第1から第7について、事務局より報告願います。

**事務局** (事務局より報告第1から報告第7まで一括で報告)

**議長** 議案の審議は全て終了しましたが、皆様から何か報告等はありませんか。

**委員** (女性農業委員の登用について、知事から表彰された旨を報告)

**議長** 事務局から何かありますか。

**事務局** 中島町の是正計画について、これまでの経緯については、次回の定例総会で報告させていただく。

**議長** 全ての審議が終了しましたので、以上で第5回定例総会を終了します。

(閉会 午後3時15分)